

平成25年度

平成25年4月8日
第12回会議
資料 7

小田原市行政提案型協働事業 応募の手引き

「行政提案型協働事業」は、行政が提示した事業テーマに基づき、市民活動団体の皆さんからその特性を活かした事業企画の提案を受けて、実施事業を決定し、適切な役割分担のもと、双方の責任において協働で事業を実施する制度です。

地域の課題を解決し、より豊かなまちづくりを実現することと、市民ニーズに合った公共サービスの提供につなげていくことを目的としています。平成25年度は、次の事業テーマについて事業企画の提案を公募します。

皆さんからの積極的なご応募をお待ちしています。

1. 落書き消去活動支援事業

募集期間

平成25年4月15日（月）～5月13日（月）

問い合わせ先

小田原市市民部地域政策課（5階赤通路）

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

Tel.0465-33-1458 Fax.0465-34-3822

E-mail:chisei@city.odawara.kanagawa.jp

○企画提案できる団体

事業企画の提案をすることができるのは、次に掲げる要件のすべてを満たす市民活動団体とします。

- (1) 原則として市民活動を行っている区域が小田原市内にあること。
- (2) 原則として応募時において1年以上継続して市民活動を行っており、今後も継続して市民活動を行う見込みがあること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 市その他の行政機関が団体の事務局に参加していないこと。
- (5) 小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録をしていること。

⇒登録は随時受け付けています。「市民活動団体登録申請書」に、規約等、役員名簿、会員名簿を添えて、地域政策課に提出してください。

- (6) 予算及び決算の管理が適正に行われていること。
- (7) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

※自治会・老人会・子ども会・PTAなどの団体は対象となりません。

※「市民活動団体」とは・・・

小田原市市民活動推進条例第2条第1項において定義する「市民活動」を行う団体のことです。

参考（「小田原市市民活動推進条例」より抜粋）

第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

○応募に必要な書類

- (1) 小田原市行政提案型協働事業企画提案申請書
- (2) 小田原市行政提案型協働事業企画提案収支予算書
- (3) その他参考となる資料

※会報、チラシ、報告書、新聞記事等、活動内容を紹介する資料を任意で提出することができます。ただしA4両面で4枚までとさせていただきます。

※小田原市市民活動推進条例第10条第1項の規定に基づく登録がお済みでない団体は、以下の書類を合わせて提出してください。

- (1) 市民活動団体登録申請書
- (2) 規約、会則又は定款

（目的、名称、市民活動の内容、事務所若しくは事業所又は活動の拠点の所在地、役員及び

会員に関する事項、会計に関する事項、当該団体の運営に関する事項について記載されている必要があります。)

(3) 役員名簿

(役員の名前及び住所又は居所を記載したもので、3人以上の役員を有している必要があります。)

(4) 会員名簿

※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

小田原市トップページ上のバー「暮らしの情報」をクリック → 市民活動・地域運営の「市民活動」をクリック
→ 「行政提案型協働事業」をクリック

○応募方法

募集期間：平成25年4月15日（月）～5月13日（月）

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

※上記受付時間内にお越しいただけない方はご相談ください。

提出先：小田原市役所地域政策課（5階赤通路）

※書類の内容を確認させていただきますので、事前に来庁日時をご連絡の上、ご持参ください（郵送不可）。

○事業スケジュール

4月15日（月） ～5月13日（月）	市が事業テーマを提示 市民活動団体からの事業企画提案を公募
5月27日（月）	公開プレゼンテーション・審査 審査の結果、実施に向けて検討する事業（採択事業）を認定
6月中旬～6月下旬	採択事業の提案団体と事業所管課とで、事業の実施に向け、 事業内容、実施方法、費用、役割分担等について協議
6月下旬	協議結果を受け、市長が実施事業を決定
7月上旬	実施が決定した事業について、提案団体と市とで協定を締結 提案団体は実施計画書を提出
7月～平成25年3月	事業実施
事業完了後	提案団体は速やかに実施報告書等を提出
平成25年6月頃	事業報告会（公開）

○審査方法

企画提案申請書及び公開プレゼンテーションにより審査を行い、その内容を総合的に評価して、実施に向けて検討する事業を選考します。

審査員は、小田原市市民活動推進委員会委員及び市職員です。

○公開プレゼンテーション

事業企画提案を公開プレゼンテーション形式で説明していただきます。発表時間は5分程度を予定しています。

○選考の視点

実施に向けて検討する事業は、以下の視点に基づき選考します。

提案内容の妥当性	・事業の目的や課題を適切に捉え、市民ニーズを満たす内容となっているか。 ・提案内容に市民活動団体の特性が活かされているか。
事業実現性	・事業の実施手法・実施体制・実施スケジュールは適切か。
費用の妥当性	・費用は適切に算出されているか。
協働の効果	・提案団体と市との適切な役割分担により、協働の効果が期待できるか。
提案団体の実施能力	・事業の実施にあたり、提案団体が必要な能力を有しているか。
発展性	・事業の継続性や発展性が期待できるか。

○事業評価

事業実施の翌年度に公開の事業報告会を開催します。

小田原市市民活動推進委員会は、実施報告書等及び事業報告会の内容に基づき、事業評価を行います。

○情報公開、情報提供及び個人情報の取り扱い

応募事業や採択事業の概要、提案団体の名称等、実施結果の概要等はホームページ等で公表します。

申請書類に記載された個人情報は、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取り扱います。事業の審査・選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を審査・選考の目的以外に使用いたしません。

小田原市では、「協働」という言葉を「相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、協力し合うこと」（第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」より）という意味で用いています。

平成23年4月からスタートした第5次小田原市総合計画では、小田原の将来都市像を「市民の力で未来を拓く希望のまち」と位置づけています。そして、社会構造が複雑化する中、さまざまな市民ニーズに的確に対応するためには、市民や市民活動団体、地域に根差した企業など、地域に関わるすべての人々が課題解決の当事者として知恵と力を発揮する必要があり、市民の力・地域の力を核として市との協働を育てながら、さまざまな公共的機能を市全体として担うことのできる「新しい公共」をつくる必要があるということを、命題の一つに掲げています。

○平成25年度小田原市行政提案型協働事業 概要書

1. 落書き消去活動支援事業

事業テーマ名	落書き消去活動支援事業
事業の目的	落書きは、見るものに不快感を与えるだけでなく、放置しておく と溜り場になりかねない。落書き消去により、地域内の美化意識 の高揚を図りたい。また、常に「きれい」にしておくことで、落 書きがされにくい環境を維持したい。
事業の概要	落書き消去活動について、消去用溶剤、ハケ、金ブラシ等消耗品 を支給し活動を支援するものである。
事業の現状及び課題	平成24年度は、まちをきれいにする会と協定を結んで消去活動 を行った。高校生ボランティアグループとの連携もあり、消去活 動を通じて、若者のモラルの向上に働きかけ、また次世代の消去 活動の後継者の育成にもつなげている。 今後も積極的に消去活動参加を呼びかけるとともに、効果的な消 去手法を研究していく必要があると考える。
市民活動団体に期待 する役割	<ul style="list-style-type: none">・ 落書き消去活動・ 落書き消去方法指導、相談など
市の役割（案）	<ul style="list-style-type: none">・ 落書き消去活動における消耗品の支給・ 施設管理者等への連絡・ 参加者募集の支援（広報活動も含む）・ 消去活動について、市民への実施報告（広報、記者クラブ等）
事業費	300,000円（消去用消耗品の支給）
事業期間	平成25年7月～平成26年3月
担当課名（電話）	環境保護課（Tel 33-1489）